

委員会提出議案第3号

原子力災害に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成23年9月27日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

東日本大震災及び原発
事故対策調査特別委員長 渡 部 寛 一

原子力災害に関する意見書

東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故は、安全で穏やかだった“南相馬市”を日本の平均的都市の数十倍の放射性物質で汚染し、市民生活や都市機能のすべての根幹を揺るがす被害を与え、7万市民は甚大な津波の被害に加え、原子炉爆発の恐怖の中、政府の的確な避難指示もないまま避難生活を余儀なくされ、いまだに子育て世帯を中心に3万人以上が市外での避難生活を続けております。

放射線の人体に与える影響については学者や専門家によって見解が分かれ、現在住んでいる市民は放射能被曝による不安と、この状況からいつ解放されるのかという将来に希望を見出せないでおります。

特に、南相馬市に住む子供たちは、放射能汚染の中をマスクをしながら遠くの学校や保育園に通っております。子どもたちは家庭や地域でのびのびと暮らせる場所がなく、内部被曝により「がんなどの病気が発生しないだろうか」、「結婚して安心して子供が生まれるのだろうか」といった世界の子供たちが抱くことのない大きな不安を抱えて育っていかなければなりません。

しかしながら、政府の原子力損害賠償紛争審査会の「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」では、広範囲にわたる放射能汚染による損害や補償は明確にされておらず、政府の指定した「対象区域」を前提とした賠償の類型化がなされています。

また、政府は、原発事故の緊急時から平常時への対応に移行するため、9月中にも特定避難勧奨地点の指定とともに緊急時避難準備区域を一括して解除しようとしていると聞き及んでおります。

このような政府の動きに対して市民は、「区域指定の解除が、損害補償や支援策の打ち切り」ではないかと不信を日増しにつのらせています。

今回の原子力災害は、福島第一原発は最も古い型の原子炉にもかかわらず、「安全神話」に固執し、震災発生後においても原子炉の爆発及び放射性物質の飛散を防ぐ有効な手段を講じなかった東京電力株式会社と政府に全面的に責任があります。被災者の不信の原因は、政府が原子力災害被災者の苦悩や被害を理解せず、財政負担の観点だけから対応しようとすることがうかがわれるからです。

南相馬市民の率直な気持ちである「3月11日以前の日常生活に戻してほしい」にこたえ、

「子供の未来を守り」、「あすへの希望を見出す」ため、原子力災害の本質に正面から向き合う「(仮称)原子力災害基本法」を制定し、下記事項の実現を強く求めます。

記

1. 子供への被曝の防止

- ・ 「子供たちに対する被曝量を、年間1ミリシーベルト以下(0.11マイクロシーベルト/時)に抑える」という目標を定める。
- ・ 目標達成に不可欠となる詳細な土壌汚染調査を行う。
- ・ 「内部被曝の防止策」「放射性物質の除染」等の効果的な手法と財政措置を定める。

2. 恒久的除染計画の実行と(仮称)放射能除染研究センターの設立

- ・ 安心して住める地域に戻すための長期にわたる恒久的除染対策は、国土の汚染を取り除く国家プロジェクトとして国力を結集して取り組む。
- ・ 除染計画については、森林、農地、住宅地等の市域全域に対する土地利用に応じた効果的手法を用い、「住宅地年間1ミリシーベルト以下(0.11マイクロシーベルト/時)、農地は250ベクレル/kg」と目標を定める。
- ・ 長期除染計画を有効に実践できる人材や企業の集積を図るために南相馬市に「(仮称)国立放射能除染研究センター」を設立する。
- ・ 放射性汚染物質の最終処分については、早急に明確な方針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年9月27日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

財務大臣 様

文部科学大臣 様

厚生労働大臣 様

内閣府特命担当大臣(原発事故収束および再発防止担当) 様

福島県知事 様